



No. 306

令和4年11月1日

トピックス ～ インボイス制度(パートⅡ) ～

インボイス制度がよいよ1年後の令和5年10月1日から始まります。令和5年10月1日からインボイスの発行事業者になるには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。

今号では、前号に引き続きインボイス制度についてご案内します。
詳しくは国税庁ホームページ、もしくは当事務所にお尋ねください。

〔Ⅰ〕 免税事業者の登録手続に関する経過措置

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることになった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるにあたり、『課税事業者選択届』を提出する必要はありません。

- 注) 1. この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者になることはできません。
2. この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、『課税事業者選択届出書』を提出し課税事業者となる必要があります。

〔Ⅱ〕 簡易課税制度を選択する場合の手続き

上記の経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した『消費税簡易課税制度選択届』を、提出した場合には、その課税期間の初日の前日に『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出したものとみなされます。

したがって、登録日の属する課税期間中にその課税期間から、**簡易課税制度**を受けることができます。

〔Ⅲ〕 免税事業者等からの課税仕入に関する経過措置

インボイス制度が導入されると、適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入については、消費税の計算上、控除することができなくなります。免税事業者は『適格請求書発行事業者』になれないことから、自ら選択して課税事業者になるか、インボイスを発行できない事業者として事業を行うかの判断が迫られます。

免税事業者は、この経過措置も考慮に入れながら、事業継続における登録の必要性和納税の資金繰りを天秤にかけ、登録の是非を慎重に判断することになります。

以下の経過措置期間中は、免税事業者等からの課税仕入であっても（適格請求書の発行がなくても）、一定割合を仕入税額とみなして控除することができます。

令和 5年10月1日～令和 8年9月30日	仕入税額相当額の80%
令和 8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額の50%
令和11年10月1日以降	控除不可

このため令和5年10月1日以降、課税事業者は消費税の計算上「通常の課税仕入れ取引」か「経過措置対象の課税仕入れ取引」であるかを区分する必要があります。

いずれにしても会計実務が煩雑になることは確実です！（税理士事務所泣かせでもあります）。

〔Ⅳ〕 適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合

その課税期間の基準期間における課税売上額が1000万円以下の事業者は、これまでは消費税の納税義務が免除され免税事業者となりましたが、適格請求書発行事業者は1000万円以下となっても免税事業者にはなりません。

免税事業者に戻ることを希望する場合には、免税期間となる直前課税期間の末日の30日前までに『登録取消届出書』を提出する必要があります。

尚、この他に『課税事業者選択届出書』を提出していた事業者は、『登録取消届出書』だけでなく、『課税事業者選択不適用届出書』も提出しないと免税事業者となることはできません。

つい先日まで、いつまでこの暑さが続くのやらと心配しておりましたが、いつの間にか、スーツにネクタイが自然のスタイルになっております。いよいよ秋本番を迎えております。今年は味覚の秋を満喫しております。ふるさと納税のおかげもあって、夏のスイカに始まり、メロン、ナシ、桃、柿、ブドウ、栗、ミカン等々を堪能させていただきました。日本の四季はまだまだ健在であり、季節ならではの美味しい果物を味わうことができ、小さな幸せを実感しております。朝晩の肌寒さはあるものの、しばらくは陽だまりの心地よさを楽しみつつ木枯らしの季節に備え、体調管理に気を付けていきたいと思っております。

今年は2月のロシアのウクライナ侵攻に始まり、世界中に暗雲が漂ったまま年末を迎えることになりそうです。欧米から精度の高い武器や経済援助を受けつつ、それにも増して侵略者に対する自国防衛の決意の固いウクライナの人たちは、今では不当に占拠されていた南部ヘルソン州を中心として反転攻勢を強め、ロシアのプーチン大統領を追い詰めております。汚い爆弾と称されている核物質を含んだ非人道的な兵器の使用も取り沙汰されており、予断を許しません。武力による一方的な現状変更を許さない世界の声・良識が現実を動かす外交的勝利が年内にも実現することを願わずにはられません。

一方、中国では、党のトップは2期10年までという不文律を無視して、習近平氏が3期目の総書記に就任して向こう5年間（おそらくそれ以上に亘って）の独裁体制が固まりました。中国共産党の最高指導部を構成する政治局常務委員全員をかつての部下や側近で固めた最強の布陣と習近平総書記は我が世の春を謳歌しているのかもしれませんが。このように、「平氏であらずんば人にあらず」とでも言いたげな絶頂期とはいえ、一方では、「奢る平氏も久しからず」という歴史の教訓もあります。好むと好まざるとに拘わらず、習総書記の一手一投足が中国の内政に留まらず東アジアやアメリカを含めた全世界に及ぼすこととなる影響に注視していく必要があります。

ここで、希望的観測がこもった、穿った見方を紹介したいと思います。党大会での政治報告に関する報道では、習総書記の圧倒的な指導力を強調し「中国共産党は国家再興の次の段階に招き入れた」「台湾統一は歴史的使命、揺るぎない公約」等々、全文が称賛の言葉で埋め尽くされています。逆説的に言えば、習氏が語らなかった（むしろ語れなかった）部分にこそ、中国の今日における深刻な問題点が垣間見えるというものです。端的に言えば、不動産バブルの崩壊による極めて深刻な不良債権問題が指摘されています。更にはゼロ・コロナ政策で景気後退を余儀なくされている市民の反発も表面化しており、肩入れをしてきたプーチン大統領の旗色も悪く（今回の政治報告では何らの言及もない！）光よりも影の方が目立つようになってきています。この先、強気一辺倒で押し切れるかどうか、台湾奪取が目論見通り実現できるかどうか、この5年間に良くも悪くも正念場を迎えることとなります。

《和奏・遼真通信》

和奏の高校では一年生のこの時期に修学旅行でした。3年生になると大学受験を控えるため2年生で実施するものと思っておりましたが（実際のところ、小生はそうでした）更に前倒しして行われているようです。伊勢と京都・滋賀方面に出かけました。初めての宿泊行事を楽しみにしていたようですが、初日早々に携帯を落下させてしまい、画面がつかなくなり写真も撮れず、友だちとのやり取りもできなくなってしまったとか。業者に修理依頼をしてデータが復旧できることを祈るばかりです…。義理堅く、伊勢のお土産を届けてくれました！

一方、遼真君は5年生全体で自由参加のハロウィンの仮装パーティーを楽しんだようです。また、東京の次女から9月には間に合わなかった誕生日プレゼントの任天堂のゲーム用プリペイドカードとモケケ!!というキャラクターのグッズ（学校でも各地のご当地モケケを集めるのが流行っているそうです）を受け取りご機嫌でした。小生からは子供だましながらのお菓子の詰め合わせでした。

メインの和奏への誕生日プレゼントは今月のお楽しみとなっております。



(令和4年11月1日 所長 橋本)